

# 令和3年度交通遺児奨学金希望者の募集案内

公益社団法人北海道交通遺児の会

## 1 趣旨

この奨学金は、経済的な理由で就学援助を必要としている交通遺児に対して支給（返還不要）するものです。

「交通遺児」とは、次に該当する方です。

(1) 交通事故により、保護者を失った子

(2) 交通事故により、重度後遺障害となった保護者が就労できない家庭にある子

(注) 重度後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）

別表第1または別表第2（第1級から第3級に限る。）に該当する場合です。（別記のとおり）

ただし、交通遺児の保護者の婚姻（内縁関係にある場合を含む。）により、または交通遺児の養子縁組により、両親がおられる場合は該当しません。

## 2 支給の対象

次のいずれにも該当する方とします。

(1) 日本国籍を有し、かつ北海道内の高等学校に在学する方

【注】高等学校に在学する方には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程）に在学する方を含みます。

(2) 経済的理由により就学が困難と認められる方（項番9を参照）

(3) 心身とも健全であって、学業に精励し、修学の見込みのある方

(4) 保護者が、北海道内に居住している方

(5) 交通遺児の支援を目的とした団体が行っている奨学金の支給を受けていない方

## 3 募集人員

令和3年度は、45名です。

## 4 奨学金の額と支給方法

(1) 奨学金の月額 20,000円

(2) 支給期間 1年間（卒業まで継続を希望する場合は、毎年度手続きが必要です。）

(3) 支給方法 6月と12月の2回に分けて支給します。

## 5 奨学金の停止

次のいずれかに該当したときは、奨学金の支給を停止します。

(1) 退学、休学したとき

(2) 疾病等のため修学の見込みがなくなったとき

(3) 学業成績が著しく不良となったとき

- (4) 奨学金の支給を必要としないと認められるとき
- (5) その他奨学金を支給することが適当でないと認められるとき

## 6 申請に必要な書類

### (1) 交通遺児奨学金申請書 (別記様式)

### (2) 前年の収入を証明する書類 (生計を一にする家族全員が対象となります。)

	あり	なし
給与収入	源泉徴収票 (写し) 又は 受付印のある確定申告書 (控) (写し)	市町村が発行する、令和令和元年度 の所得の証明書 ※年金収入がない場合は、その理由を チェック表に記入
年金収入 (遺族、労災等)	年金の通知書 (写し) 又は年金の源泉徴収票 (写し) 若しくは受付印のある確定申告書 (控) (写し)	
その他の収入	収入を証明する書類 (写し) 又は受付印のある 確定申告書 (控) (写し) どちらも提出できない 場合は、令和元年度の所得証明書	

【注】収入「あり」の場合、各収入ごとに掲げる書類のいずれも提出できない場合は、市町村の発行する令和元年度の所得の証明書が必要です。

### (3) 事故証明書 (写し) (提出が困難な場合は、その理由書及び交通事故を証明できるもの) ※当会にすでに提出済みの場合には省略できます。

### (4) その他必要な書類 (必要 ○、不要 ×)

	新規で申請する方 《新1年生》	新規で申請する方 《新2・3年生》	継続で申請される方
戸籍謄本 (発行されてから3か月以内のもの)	○	○	×
合格通知書 (写し)	○	×	×
在学を証明する書類 (令和3年4月現在) (在学証明又は写真付きの学生証の写し)	×	○	○
前年の成績を証明する書類 (学業成績証明書又は成績通知表の写し)	×	○	○

### (5) 重度後遺障害の保護者の子の場合

#### (ア) 自賠責保険認定書類の写し

紛失された場合は、損害保険会社に再発行の手続きをしてください。

#### (イ) 自賠責保険認定書類が発行されていない場合は、当会にご連絡ください。その場合、認定書類

が発行されていない理由や、重度後遺障害を証明できる書類についてお尋ねします。(後日提出いただきます。)

※当会にすでに提出済みの場合には省略できます

## (6) 奨学金申請チェック表

該当する事項にチェックまたは必要事項を記入の上、必ず提出してください。

【注】添付書類が完備されていない場合は、申請を受理することができませんので、ご注意ください。

## 7 提出期限

令和3年4月30日(金)

## 8 提出先

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館6階

公益社団法人北海道交通遺児の会 担当/高橋

TEL 011-232-8688

## 9 審査の具体的基準

「経済的理由により就学が困難と認められる方」については、家族1人当たりの前年の収入額190万円を基準としています。家族1人当たりの収入額とは、給与や年金等の合計を家族人数で割った金額です。

(例:子2人の3人家族で、収入総額が450万円の場合、家族1人当たりの収入額は150万円になります。)190万円を超える場合は次のような考慮すべき事情があるかを審査します。申請書には具体的に記入する必要がありますので、留意してください。

具体的理由の例(理由とかかっている費用を記入してください。)

- ・通学する住まい(自宅、下宿など)
- ・保護者の資産等の状況
- ・家計を一つにする家族の状況(住居の分散、健康状態など)
- ・奨学金の借入れ状況
- ・その他特別な事情

## 10 決定通知

決定通知は、6月下旬頃を予定しています。

同時期に他の支援金を受領する場合の口座は、できるだけ1つにするようご協力ください。

## 11 奨学金受給者の義務

- (1) 健康に留意して、学業に励まなければなりません。
- (2) 項番5の規定に基づき、奨学金の支給を停止された場合、既に交付を受けた奨学金のうち、支給停止以降の月分に係る奨学金は返還しなければなりません。

## 12 その他

案内、申請書は当会ホームページ <http://h-koutuuijinokai.or.jp/> から取得できます。



## 別 記

自動車損害賠償保障法施行令（関係分抜粋 平成23.5.2改正）

### 【別表第1】

等 級	介 護 を 要 す る 後 遺 障 害
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

### 【別表第2】

等 級	後 遺 障 害
第1級	1 両眼が失明したもの
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
	3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
	4 両上肢の用を全廃したもの
	5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
	6 両下肢の用を全廃したもの
第2級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
	2 両眼の視力が0.02以下になったもの
	3 両上肢を手関節以上で失ったもの
	4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの
	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
	5 両手の手指の全部を失ったもの

## 交通遺児奨学金申請書記載要領

- 令和3年4月2日現在で記載してください。
- 「家族」欄には、生計を一にする家族全員を記載してください。  
別居中の家族の方は、その旨備考欄に記載してください。
- 兄弟姉妹で申請される方は、「家族」「交通事故者について」の欄はどちらか一方のみの記載で構いません。
- 家族の健康状態で特記すべき事情がある場合は、その旨備考欄に記載してください。
- 「家庭の状況」欄は、該当する全ての項目について○で囲んでください。
- 「送金先」欄は、北洋銀行・北海道銀行・ゆうちょ銀行などを○で囲んだ上、必要事項を記載してください。例示した銀行以外の金融機関でも差し支えありません。  
なお、「ゆうちょ銀行」の通帳記号及び通帳番号は、「通帳の表紙裏面」の通帳記号と通帳番号を記載してください。
- 次の記載例を参考にしてください。

## 記載例

別記様式

## 交通遺児奨学金申請書

令和 3 年 4 月 23 日

申請者	フリガナ	コウツウ ヨウコ	職業	前年の収入額		
	氏名	交通 陽子 自筆でお願いします。消せるボールペンは使用しないでください。	給与 無	給与	450万円 年金 425万円 遺族年金（労災年金受給の場合は加算してください） 円 合計 875万円	
	現住所	郵便番号 060-0000 札幌市白石区南郷通〇丁目〇-〇		(電話) 011-0000-0000 (携帯) 090-0000-0000		
	勤務先	名称 (株)〇〇〇〇	所在地 札幌市中央区南〇条東〇丁目1-2	(電話) 011-0000-0000		
対象者	フリガナ	コウツウ ハナコ	性別	生年月日	学校名	全日・定時
	氏名	交通 花子	男 女	平成17年 4月7日	千歳〇〇高等学校	1 学年
	現住所 (上記現住所と異なる場合)	郵便番号 -		(携帯)		
家族 (本人を含む 生計を一にする家族)	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校学年	前年の収入額	備考
	交通 陽子	母	45	(株)〇〇〇〇	450万円	
	太郎	兄	18	旭川〇〇大学1年	0	別居
	花子	本人	15	千歳〇〇高等学校	0	
	次郎	弟	11	〇〇小学校6年	0	
	三郎	弟	6	〇〇幼稚園(平成〇年〇月〇日生)		年長
交通事故者について	氏名	続柄	事故年月日	事故の発生場所		
	交通 輝	父	平成22年9月2日	札幌市中央区南〇条西〇丁目交差点		
家庭の状況	1 住居の状況について	自宅	借家(家賃月 8万円) その他( )			
	2 所得税が課税されていますか	はい	いいえ			
奨学金以外の状況	3 道・市民税が課税されていますか	はい	いいえ			
	4 生活保護を受けていますか	はい	いいえ			
	5 住居以外の不動産を所有していますか	はい	いいえ			
	6 その他経済的な特殊事情があれば具体的に記入してください	兄が旭川市で一人暮らしをしているので、月に5万円仕送りをしている。 札幌から千歳までの通学定期代が月に1万5千円かかる。				
	奨学金の名称	公益財団法人交通〇〇会	年額	3万円	貸付・支給	
	奨学金の名称		年額		貸付・支給	
送金先	口座名義	銀行等	支店	口座番号		
	フリガナ	・北洋銀行 〇北海道銀行	〇〇 支店 支店	・普通	〇〇〇〇〇〇〇〇	
	コウツウ ヨウコ	ゆうちょ銀行	通帳記号(5ケタ)	通帳番号		
	交通 陽子		北洋銀行・北海道銀行・ゆうちょ銀行に口座をお持ちの方は、その3ヶ所をご利用ください。			

お子さん名義でもかまいませんが、他の支援金を受領される場合の口座は、できるだけ1つにするようご協力ください。

- (注) ① 公益財団法人廣西・ロジネットジャパン社会貢献基金、公益財団法人十勝交通育英会、公益財団法人釧根地区交通育英会からの奨学金と重複して支給は受けられません。 ② 別紙の記載要領をご覧ください。